

令和元年度 勝央町内部統制評価報告書

勝央町長は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 【内部統制の整備及び運用に関する事項】

(1) 長の責任

勝央町長は、勝央町の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、勝央町においては、「勝央町内部統制基本方針」を策定し、当該方針に基づき町の事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行うこととしています。

(2) 内部統制の基本的枠組み

- ① 内部統制の基本となるリスク（町の組織目的の達成を阻害する要因）の識別・洗い出しを実施する。
- ② 識別された各リスクについて重要度（優先的に対応すべきリスクかどうか。）の評価を実施する。
- ③ リスクについての事前対策、事後措置の決定をした上、リスクチェックシートに記載する。

人事異動等によって事務引継ぎが生じた場合、リスクチェックシートを引継ぎ資料とし、リスク管理の対象と内容を引き継ぐこととしています。

内部モニタリング担当者による、内部統制の運用状況の調査（内部モニタリング）を行い、内部統制会議において、各部署におけるリスクチェックシートの作成状況、内部モニタリングの実施状況、内部統制体制の整備及び運用に関する状況进行评估します。

上記評価の結果を本調査報告書に記載し、監査委員の意見を付した上で議会に報告し、あわせて町民に公表することとなっています。

また、上記評価結果及び監査委員の意見は、各部署に周知して内部統制体制の徹底を図ることとなっています。

(3) 対象事務

勝央町においては、財務に関する事務に限ることなく、町の事務全般にわたって内部統制の対象としています。

(4) 内部統制の限界

内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 【内部統制手続の経過】

(1) eラーニングを用いた研修

(受講期間：令和元年7月29日～令和2年3月13日)

内 容：デジタル化の進展する各種業務及びその安全管理への対応を行うために、サイバーセキュリティの確保等に関する研修を行いました。

対象者：業務においてパソコン等を使用し、個人情報などを取り扱う職員(95名)

(2) 内部モニタリング(令和元年12月24日・25日)

内部モニタリング担当者(副町長が選任する職員3名及び総務部職員3名)が、各部署の作成したリスクチェックシートのうちの一部の事務について、リスクチェックシートの記載内容及び内部統制の運用状況を調査しました。

- ① リスクチェックシートの引継ぎ状況
- ② リスクチェックシートの問題点
- ③ リスク識別、評価、並びに事前及び事後の対策の適切性
- ④ 期間中のリスク事案の有無及びその内容
- ⑤ 日常モニタリングの実施状況

内部モニタリングにおいて、リスクチェックシートの記載内容について、疑義・指摘のあったものについて、各部署において、修正・追加等行い見直しを図りました。

3 【評価手続】

(1) 評価対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日

(2) 評価基準日

令和2年3月31日

(3) 評価方法

- ① 内部モニタリングの対象とした、リスクチェックシートに係る事務について、リスクチェックシートの内容及び内部モニタリングの結果に基づき、これらの事務について内部統制体制の整備及び運用が有効かつ適切になされているかどうか。
- ② 今年度実施した内部統制体制が有効かつ適切なものであるかどうか。

上記の各項目について、内部統制会議構成員により評価を実施しました。

4 【評価結果】

- ① 作成されたリスクチェックシートは、おおむね妥当と判断されますが、改善の余地があるものもあり、作成した各部署において再検討を求めることとしました。特に、「リスクの具体的内容」について、表記が分かりづらいものや、表現が抽象

的なものがあり、是正するよう求めました。

- ② 内部統制体制の整備及び運用については、内部モニタリングによりある程度進められていますが、それぞれの職位に応じた役割を自覚し、やるべきことをやるという意識の醸成、高揚を図ることが重要であります。幹部職員はもとより、職員全員が常に意識を持つことにより、さらに充実を図ることが必要であると評価します。
- ③ 地方自治法の改正により、令和2年度から内部統制の取り組みが都道府県及び政令指定都市に義務化されました。これに伴い、国のガイドラインが示されたことから、それに沿った庁内の内部統制推進体制の整備を再考することも必要です。

5 【不備の是正に関する事項】

令和元年7月21日執行の参議院議員選挙において、期日前投票所において発生した投票用紙の交付誤りについては、細心の注意を払っていたにもかかわらず発生した事案であり、選挙事務に対する信頼を失いかねないものです。今後は、再発防止に向けてチェック体制に万全を期すとともに、選挙事務を行う者全員が一層気を引き締めて事務を行うよう取り組みます。

令和2年5月1日

勝央町長 水 嶋 淳 治

